

都市計画法第34条第1号川越市審査基準

1 開発区域

開発区域は、自然条件（地形、地勢、地物等）及び社会的条件（地域住民の社会的生活に係る文教、交通利便、コミュニティー、医療等の施設利用の一体性等）に照らし、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、おおむね50戸以上の建築物が原則として50メートル以内の敷地間隔で建ち並んでいる既存集落内に存すること。

2 予定建築物

予定建築物の用途及び規模は、次のいずれかに該当するものであること。

（1）政令第21条第26号イに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの。

ア 市立小学校、市立中学校

イ 幼稚園

（2）政令第21条第26号ロに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの。

ア 保育所

イ 川越市が指定した事業者が行う介護保険法に規定する地域密着型サービスを提供する施設（ただし、川越市に居住している者の利用に供するものに限る。）

ウ 特別養護老人ホーム又は短期入所施設（ただし、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものに限る。）

エ アからウまでの施設以外の施設で、施設利用者が通所する施設（ただし、入所のための設備が設置されないものに限る。）

（3）政令第21条第26号ハに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの。

ア 診療所

イ 助産所

（4）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項第2号に掲げるもの。

（5）あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150平方メートル以下のもの。

（6）自動車修理工場（専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うもの、自動車の販売を行うもの又は自動車の解体を行うものを除く。）又は農機具修理工場で、作業場の床面積の合計が300平方メートル以下、管理施設を併設する場合は管理施設の床面積の合計が100平方メートル以下のもの。

（7）農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所。

3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、300平方メートル以上であること。ただし、本基準の施行日以前に分筆されていた土地で、300平方メートルに満たない場合はこの限りではない。

4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 3月18日から施行する。